

○湖北環境衛生組合公文規程

〔平成18年9月12日〕
訓令第5号

湖北環境衛生組合における公文書の作成に必要な基本的事項に関しては、石岡市公文規程（平成17年石岡市訓令第22号）の例によるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行前においてなされた令達、發送その他の手続は、この訓令の相当規定に基づきなされたものとみなす。